

○国土交通省告示第三百七十八号

奥尻空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月十五日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 設置者の氏名及び住所 北海道 北海道札幌市中央区北三条西六丁目
- 二 空港の名称及び位置 奥尻空港 北海道奥尻郡奥尻町
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第百七号を参照。）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 五十四万九千八百十八平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を北海道庁において縦覧に供する。

別図 奥尻空港

